

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県条例第25号

香川県税条例の一部を改正する条例
香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 略</p> <p><u>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに区分して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。次条第1項及び第3項において同じ。）、保険業及び貿易保険業</u></p> <p><u>(2) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）及び発電事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する発電事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる事業以外の事業</u></p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</u></p> <p><u>4 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</u></p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 略</p> <p><u>2 電気供給業、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。次条第1項及び第3項において同じ。）、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</u></p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p>

(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

5 略

附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

32 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第8項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

33 法附則第11条第11項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第11項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

4 略

附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

32 法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第9項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

33 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第12項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第2項及び第42条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。